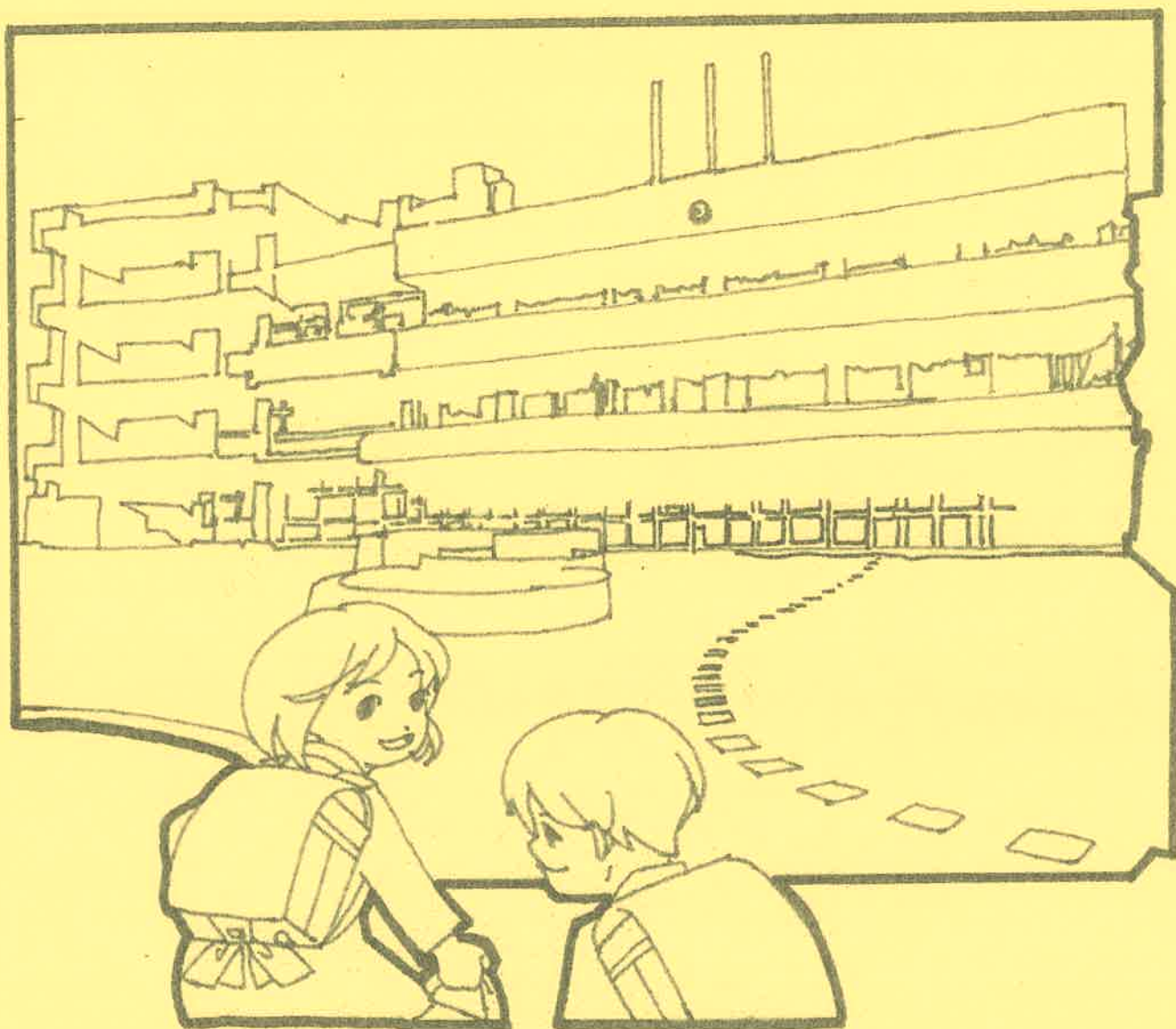


2023年

成瀬中央小学校 入学の手引き



町田市立成瀬中央小学校

町田市成瀬2-8

TEL 042-728-6020

ようこそ 成瀬中央小学校へ

校長 坂西 圭子

教職員一同、皆様のお子様のご入学を心よりお待ちしております。明るく元気に登校できますよう、これからのふた月を『**1年生の0学期**』として、どうぞ準備ください。

また、できるだけ**ホームページに情報発信**をしておりますので、定期的にご確認をお願いします。

【学校教育目標】

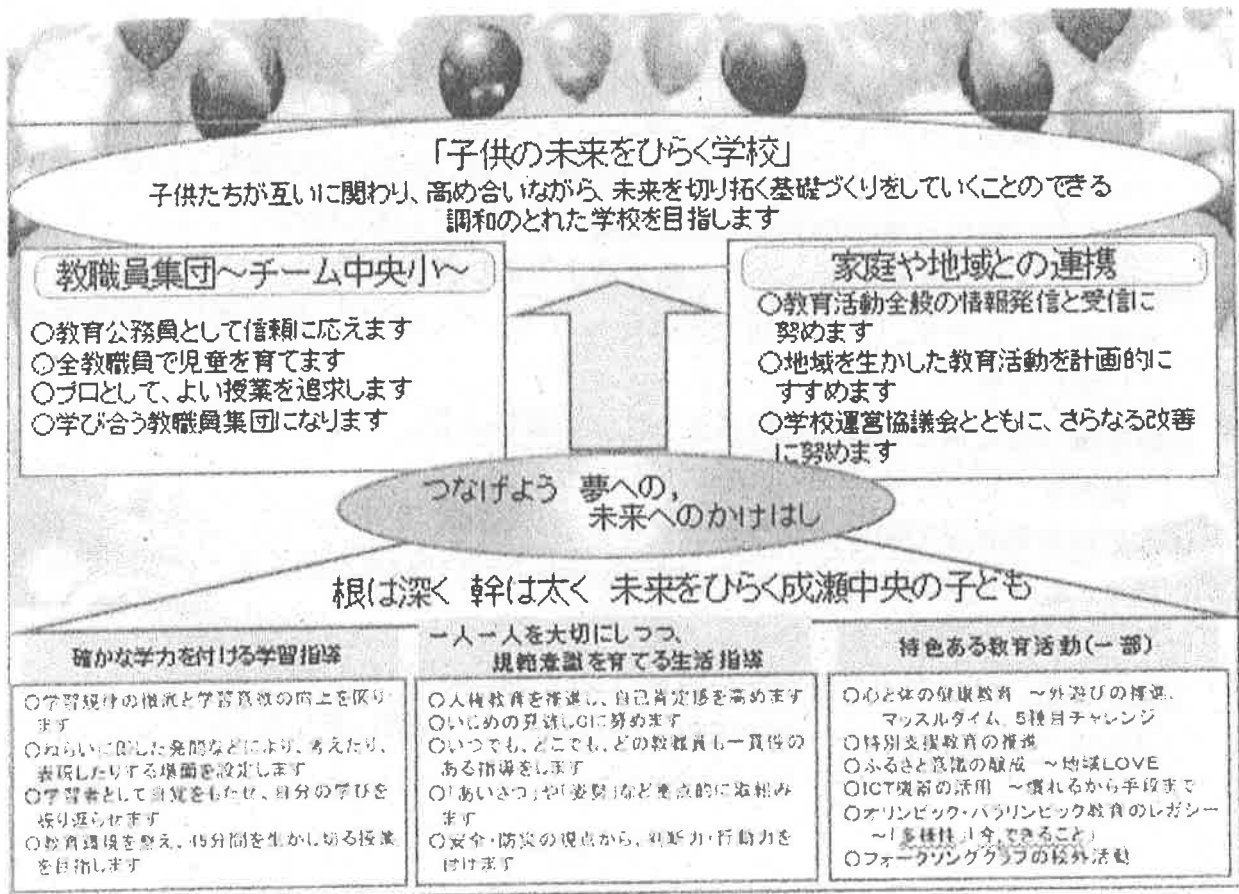
- からだをきたえ やりぬく子ども
- よく考え すすんで行く子ども。【重点】
- なかよく助け合う子ども

【学校規模】

校舎は地上4階建て、各学年2学級の計12学級(356名 273家庭)とことばの教室2学級の町田市内でも中規模学校です。

【特色ある教育活動の一部】

- ・地域の人材や施設などと連携した教育を推進し、**ふるさと意識の醸成**を図ります。
- ・**オリンピック・パラリンピック教育のレガシー**として、ボランティアマインド・障がい者理解・スポーツ志向・日本人としての自覚と誇り・豊かな国際感覚の育成を目指します。
- ・**ICT機器**に慣れる段階から学習用具の1つの手段となるように、計画的に活用していきます。
- ・小規模校であったときからの**異学年集団活動**を大切に豊かな人間関係を築きます。
- ・フォークソングクラブなどを中心に、**地域行事**での音楽活動を推進します。



I 基本的生活習慣

①名前を呼ばれたら、「はい」と返事ができるようにしましょう。

「花子さん」とか「さっちゃん」と呼ばれるとは限りません。「山田さん」と姓で呼ばれても返事ができるようにしましょう。

②あいさつができるようにしましょう。

お・・・おはようございます

あ・・・ありがとうございます

し・・・しつれいします

す・・・すみません ごめんなさい

さ・・・さようなら

他にも、いってきます・ただいま・いただきます・ごちそうさまなど、あいさつは、豊かな心を育てます。

③意思表示がはっきりできるようにしましょう。

「はい」と言えるだけでなく、「いいえ」も言えるようにしましょう。嫌なときは「やめて」とみんなの中で自分の意思を言えるようにすることが大切です。

④身の回りのことは自分でできるようにしましょう。

・自分のものと他人のものとの区別をつけましょう。

・ランドセルや机の中からの出し入れが一人でできるようにしましょう。

・一人で衣服の着脱ができるようにしましょう。ボタン、スナップ、ファスナーなどの着脱ができるようにしましょう。

・一人でトイレに行けるようにしましょう。毎朝、登校の前に排便をすることを習慣づけましょう。

・ハンカチ・ティッシュ・マスクをいつも身につけ、手洗いの習慣をつけましょう。

・髪の毛が結べる長さの子は、自分で結べるようにしましょう。

⑤必要なことは、先生にはっきりと言えるようにしましょう。

「先生、〇〇です。」「〇〇ができません。」というように、はっきりと話せるようにしましょう。

⑥好き嫌いなく何でも食べられるように努めましょう。

・朝食を、しっかり食べて登校しましょう。

⑦人の話を最後まで聞けるようにしましょう。

相手の目を見て話を聞くことを習慣づけましょう。おうちの方も、子供の目を見ながら、話したり聞いたりしましょう。

⑧良いこと、悪いことの区別をしっかりとつけられるようにしましょう。

何かあったときは、その場で子供に分かるように注意しましょう。

II 入学までにしておくこと、知っておくこと

楽しく学校へ行き、友達と仲よく遊び、集団生活に慣れることが学習の第一歩です。

① 文字について

正しい鉛筆の持ち方ができるように練習していただくと、入学後の読み書きの学習がスムーズです。

② 数について

10くらいまでの数を数えられるとスムーズです。

③ 箸を正しく持てるようにしましょう。

鉛筆を正しく持つことにもつながります。

④ お手伝いをさせましょう。

おうちの人に褒めてもらえることが子供の自信につながります。

※できないことがあっても、焦らないようにしましょう。3月は、お子さんは期待と不安が入り交り、不安定になりやすい時期です。おうちの人焦りや心配がお子さんに影響を与えます。明るく、優しく接しましょう。

⑤ マスクの着用について

小学校では、登校から下校まで、特別な場合を除いてマスクを着用して生活します。一日中マスクで過ごすことをあらかじめお伝えください。また、マスクの正しい着け方も練習しておいてください。

⑤ 入学してから

- ・ 4月6日は3時間授業です。10日からは4時間授業になります。給食は12日から始まる予定です。
- ・ 4月24日から5時間授業になります。下校時刻の詳細は、担任から学年便りなどでお知らせします。
- ・ 「まちとも」について
詳しくは、入学後に配布するプリントをご覧ください。

Ⅲ 学用品の準備

(1) 学校で用意するもの(入学式の日に取ります。)

- ①教科書(無償給付)
- ②名札
- ③粘土
- ④ノート(こくご、さんすう、連絡帳、自由帳)
- ⑤連絡袋
- ⑥油性ペン(名前などを書くため)
- ⑦道具箱

中身: ・クレヨン・はさみ・のり・色えんぴつ

※持っている方もいると思いますが、使い方などを同じ物で指導させていただきたいので、一括購入します。

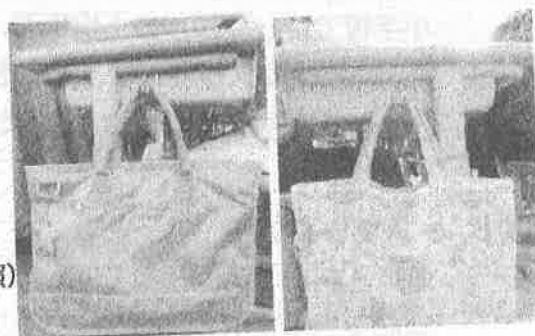
※その他必要なものは、入学後に担任がお知らせしますので、それまでお待ちください。



↑名札は、毎日自分でつけたりはずしたりします。
安全ピンの練習をして下さい。

(2) 家庭で準備していただくもの

- ①ランドセル(クロームブックを入れるので、A4サイズが入るもの。色は自由)
- ②ふでばこ(箱形・柄はシンプルなもの・鉛筆削りが付いていないもの、または付いていても外してきてください。→)
- ③下じき(A4サイズ、あまり模様のないもの)
- ④消しゴム(白い四角いもの。ねり消しは使えません。)
- ⑤鉛筆(Bか2Bを5本、赤えんぴつ1本)
- ⑥手さげ袋2つ(縦30cm×横40cmくらい)
- ⑦粘土板(使っていた物で構いません。)
- ⑧上ばき・上ばき袋(5ページ参照)
- ⑨体育着一式(5ページ参照)
- ⑩給食用ナフキン・ナフキン袋(5ページ参照)
- ⑪防災頭巾(6ページ参照)



↑手さげ袋は、持ち手を含めて高さ45cm以内です。机にかけます。床に付かないよう、持ち手の長さにお気をつけ下さい。

★上ばき袋、体育着袋について

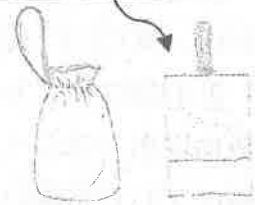
上履き袋…袋の口にひもを通した巾着型か、持ち手をDフックに通すもの
 体育着袋…袋の口にひもを通した巾着型

(布製の物が使いやすく、掛けておいても落ちにくいです。)

※防犯上、名前は内側に書いてください。

サイズ：上履き袋（縦 30 cm×横 20 cmくらい+ひも）

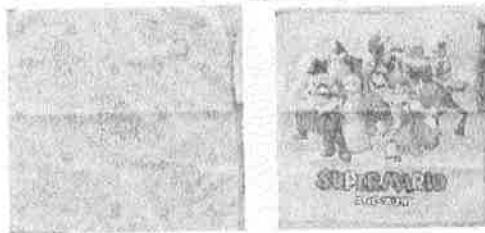
体育着袋（縦 35 cm×横 30 くらいcm+ひも）



★給食用ナフキン、ナフキン袋について

給食用ナフキンは、1 辺が 40 cm前後の大きさのものを数枚用意し、毎日清潔なものを持たせてください。

(ナフキン袋は、巾着型がよいです。)



←ナフキン

ナフキン袋→



★上ばきについて（体育館ばきと共用）

教育シューズ

体育館で体育を行うときも使用するため、左の◎タイプの上ばきをご用意ください。図の場所にはっきりと学年・組・名前をお書きください。

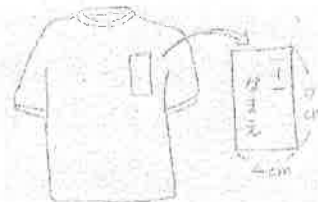


×

ここにも学年、組、名前

★体育着について(男女共用)

- ・白の半そで
- ・紺色の半ズボン
- ・紅白ぼうし（つばあり）
- ・体育着袋



体育着は、襟の無い物でお願いします。

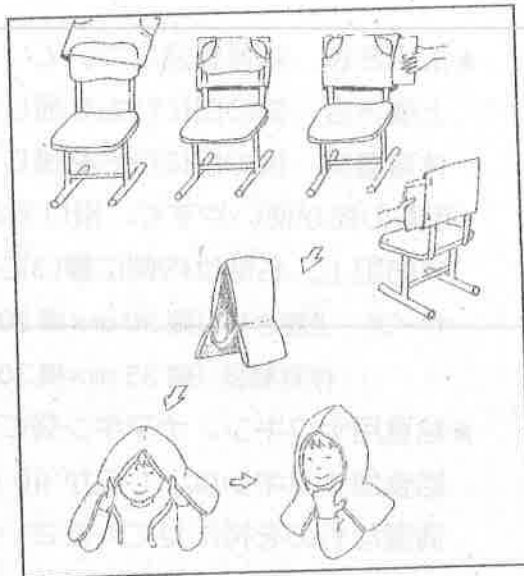
半ズボンと紅白ぼうしにも忘れずに記名してください。

★防災頭巾について

衛生面や姿勢を正しくすることから、背もたれ式をお願いします。

外の袋は布でも構いませんが、防災頭巾自体は布ではなく、なるべく「**銀色の防火タイプ**」をお願いします。

- ① ひと目でわかるように、学年、組、氏名を記入してください。
- ② 大切な命を守るために、**出し入れやかぶり方の練習**をしておいてください。



お願い

- ① 持ち物には、すべてひらがなで記名してください。(フルネーム)
- ② 学用品は、できるだけシンプルなものにしてください。学校に必要なものは持たせないでください。
- ③ 学用品の記名の際は、組は入学式後にご記入ください。
- ④ 入学が近づくと、学用品メーカーや出版社などが、あたかも学校の推せんを受けているかのような口調でセールスに行くかもしれませんが、学校は一切関知しておりませんので、ご承知おきください。

2022年度生活時程 (参考。変更になる場合があります。)

町田市立成瀬中央小学校

曜日 校時	月	火	水	木	金	午前授業
8:00	児童登校／玄関解錠					
8:15						
8:25	8:25~8:35 全校朝会	8:25~8:40 朝モジュール(国) 2~6年(15分間)			8:25~8:35 児童集会	
8:35	または朝読書	1年スキルアップ	1年学級の時間	1年学級の時間	2~6年国語 1年スキルアップ	
	学 級 指 導					
8:45	1校時					8:30 1校時
9:30	休 憩					9:15
5分						5分
9:35	2校時					9:20 2校時
10:20	中休み(10:40予鈴) 1~3年校庭遊び					10:05
20分						20分
10:45	3校時					10:25 3校時
11:30	休 憩					11:10
5分						5分
11:35	4校時					11:15 4校時
12:20						12:00
	給 食					下校 給食なし
13:00						
	昼休み(13:15予鈴) 4年~6年校庭遊び					
13:15						
13:20	移動・準備					
13:20	昼モジュール 全学年(15分間)	13:20			清掃	13:20
13:35		5校時			準備	5校時
13:40	準備					
5校時	5校時		14:05		5校時	14:05
14:25			休憩			休憩
5分	帰りの会	休憩		14:10	6校時	14:10 6校時
14:30	6校時 委員会	6校時		14:55	6校時	14:55
15:15	~15:15 クラブ			帰りの会		帰りの会
	~15:30	帰りの会			帰りの会	
下校時刻	15:40	15:40	14:30(15:20)	15:40	15:20	12:20

IV 登下校のための安全

- ①登校時間は、午前8時から8時15分までです。
- ②登下校のための「通学路」が決まっています。(次ページ参照)
- ③入学前にお子さんと一緒に「通学路」を歩いてみてください。
- ④できるだけ、近所のお子さんと誘い合って登校すると安心です。
- ⑤余裕をもって登校できるように家から送り出してください。
- ⑥横断するときは左右をよく確認し、手をあげてわたる習慣をつけてください。
- ⑦寄り道をしたり、よその家のインターフォンなどにいたずらをしたりしないように話しておいてください。
- ⑧4月～5月の小学生の事故の多くは新1年生です。ご注意ください。

※通学路別色リボンをランドセルの左につけてください。

(通学路別色リボンは、入学後にお渡しします。卒業まで付けておいてください。)

※入学当初は集団下校をします。(3日間程度)

※学童の児童は毎日、その日に学童に行くか行かないかを本人が分かるようにしてください。

家庭保存用



出かける時は
 ★防犯ブザーを持っていこう
 ★お家の人に、一緒に行く人・行き先・帰る時刻を伝えよう
 ★なるべく人通りの多い道を通ろう



安心安全のあいことば

- い**かない
 ・知らない人にはついていかない。
 ・あぶないところにいかない。
- の**らない
 ・知らない人の誘いにのらない。
 ・知らない人の車にのらない。
- お**おきな声で叫ぶ
 ・あぶなかつたら大きな声で叫ぶ。
 ・こわかつたら大きな声で叫ぶ。
- す**すぐ逃げる
 ・交番、子供110番の家、お店、学校など、とにかく人のいるところに逃げる。
 ・安全な場所へ走って逃げる。
- し**しらせる
 ・近くの大人や警察(110番)家の人、学校に知らせる。
 ・どんな人、どっちに逃げた、どんな車などを知らせる。



色	コース名
赤	成瀬コミュニティセンター方面
紫	くりの家保育園方面
茶	かしの木山方面
黄	JA・しあわせ野方面
青	清水谷方面
緑	杉山神社方面
桃	成瀬4丁目方面
白	あおぞら学童コース

交通事故が起きそうな場所
 ・歩きにくい道
 ・車がよく通る道
 ・車や自転車のスピードが出やすい場所

人通りが少なく、見通しの悪い場所

学区境界線

警察 110 ・ 救急、消防 119
 成瀬中央小学校 042-728-6020

2023 年

感染症予防のための健康観察カード

平熱

2 月

年

組

番

氏名

°C

★毎朝、検温及び各項目の記入を行い、保護者印を押印の上、お子様に持たせてください。
健康状態の経過を把握するため、祝日や休日もご記入をお願いいたします。

※該当する方に○を記入してください。

日にち	曜日	体温(°C)	せき	だるさ	息苦しさ	その他 風邪症状 ※「あり」は()に症 状を記入	保護者印	学校確認印
1	水	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		
2	木	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		
3	金	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		
4	土	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		
5	日	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		
6	月	°C	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり()		

7 ご家庭へのお願い

8 ★毎朝、検温をし、この健康観察カードへの記入とカード忘れのないように
9 お願いします。

10 ★同居のご家族が、体調不良だったり発熱しているときは、医師の診断が出
11 るまでお子さんの登校を見合わせてください。この場合、欠席扱いにはなり
12 ません。

12 がっこうについたら・・・

13 ☆かさは、くるくるまどめて、かさたてへ

①上ばきにはきかえます。

14 ②ランドセルから「けんこうかんさつカード」をだします。

15 ③たいおん・からだのぐあい・おうちの方のハンコ、マスクをたしかめます。

V 健康的な学校生活をおくるために

★「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣づけましょう

1、朝の健康チェックは入念に

- ① 毎朝、健康観察と検温をして {感染症予防のための健康観察カード} に記入して持たせてください。
- ② 健康観察の結果、体調が思わしくない場合
⇒熱や腹痛などがある場合は、無理をさせず休養させてください。欠席の連絡は速やかにお願いいたします。(連絡帳・当面は電話も可) 尚、欠席理由は、病名、医師からの指示や身体の症状を詳しくお知らせください。



2、健康的な学校生活をおくるために

- ① 入学当初は緊張から大変疲労します。しっかり休ませてください。
- ② 身体の基礎をつくる大切な時期です。屋外で遊ばせてください。
- ③ 身体計測(4月・9月・1月)の日は、髪型に注意してください。(頭頂部で結わない)
- ④ 健康診断の結果を確認して早めに受診しましょう。
- ⑤ おもらしや汚した場合は下着を交換します。代わりに同じようなサイズの新品を持って来ててください。
- ⑥ 「登校許可証」、「感染症罹患登校届」について(次ページ参照)
- ⑦ 「感染症罹患登校届」はHPからダウンロードできます。
- ⑧ 「災害共済給付制度」、「学校災害補償保険」について(別紙参照)

3、登校準備はお子さんと一緒に確認しましょう

- ① マスクの着用(マスクの予備をランドセルのポケットの中に持たせてください)
- ② 排便は済ませましたか。
⇒腹痛で来室児童の半数は便秘です。決まった時間にトイレタイムをつくり習慣化に努めてください。
- ③ 爪は伸びていませんか。
⇒大きなけがにつながらないように、週1回は切りましょう。
- ④ 身長や体格に合った靴・上履き・下着・くつ下を身に付けていますか。
⇒季節に合わせて、衣類調節をお願いします。
- ⑤ ハンカチ(ハンドタオル)・ティッシュは持ちましたか。
⇒清潔を保ち、トイレや水飲み場を汚さないエチケットでもあります。
いつも身に着けるように声掛けをしてください。
- ⑥ 外から帰ったら手洗い・うがいの励行をお願いします。
⇒手洗い・うがいは感染予防に大変有効な手立てです。



「登校許可証」「感染症罹患・登校届」について

A登校許可証 一市より発行されるもので、医師による記入・証明が必要です。

登校許可証

(学校提出分)

学校長 機 _____ 小学校
 中学校

学 校 名 町田市立 _____

児童生徒氏名 _____ (年 組)

疾患名(該当のものに○) 発症日: _____ 月 _____ 日

1. 百日咳	7. 結核
2. 麻疹(はしか)	8. 髄膜炎菌性髄膜炎
3. 流行性耳下腺炎(おたふくまぜ)	9. 流行性角結膜炎
4. 風疹(三日ばしか)	10. 急性出血性結膜炎
5. 水痘(水ぼうそう)	11. 溶連菌感染症
6. 咽頭結核熱(ノール熱)	

上記のものは症状も回復し、集団生活に支障が小さい状態になったので、_____ 月 _____ 日より登校可能と判断します。

年 月 日

医療機関所在地
 および名称
 医 師 名

2014年4月改訂 町田市教育委員会

学校でお渡し
 します。

B感染症罹患・登校届 一医師の指示を受け、保護者の方にご記入いただく用紙です。

様式1: ①インフルエンザ

様式2: ②感染性胃腸炎③マイコプラズマ感染症④その他

様式1

インフルエンザ出席停止(学校保健安全法)規則

インフルエンザ発症日(発症)と熱(発熱)を記録し、かつ「解熱後2日」(熱がなくなって3日)を経過するまで出席停止です。

氏名	性別	学年	発症日	熱(発熱)	解熱後2日	出席停止	出席許可

この様式は、解熱(発熱)によって出席停止が終了するまで有効です。

保護者記入

感染症罹患・登校届(インフルエンザ用)

町田市立 _____ 小学校

児童生徒氏名 _____

発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

熱(発熱) _____ 年 _____ 月 _____ 日

解熱後2日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出席許可日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

町田市立 _____ 小学校

様式2

感染症罹患・登校届(感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症 他別)

町田市立 _____ 小学校

児童生徒氏名 _____

発症日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出席許可日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

町田市立 _____ 小学校

ホームページから
 ダウンロードできます。

- 12 -

独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のあらまし 町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなった場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者(市)・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方へのこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下(各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。)における、児童生徒の負傷(骨折、打撲、やけどなど)、疾病(熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など)に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円(500点)以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円(500点)以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等)	療養に要した費用(健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10) + 療養に伴って要した費用(医療費総額の1/10) ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額(所得区分により限度額が定められている) + 療養に伴って要した費用(医療費総額の1/10) ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区別される)	障害見舞金 4,000万円(第1級)～88万円(第14級) [通学中の災害の場合は2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 [通学中の場合も同額]

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円(500点)以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計)が5,000円(500点)以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。例えば医療費については、病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります。**
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。**保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりません**のでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合。寄り道をしたり、別途の方法、例えばいつも歩いて通学するが、自転車等に乗って通学したようなときは含まれません。)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親(子)等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親(子)医療制度**よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**(親(子)医療制度と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。)**

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親(子)医療制度**からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親(子)医療制度**の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書又は口頭で、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2023年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます。

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のもの)が対象となります。

※通院のみでは対象となりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

- (1)死亡補償保険金額 100万円
事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。
- (2)後遺障害補償保険金額 4～100万円
事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。
- (3)入院補償保険金額
入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「保険金請求書」・「入院通院申告書」・「同意書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン株式会社から振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。

VI給食について

①学校給食の役割

1. 適切な栄養の摂取による健康増進を図る。

2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むための判断力を
培い、望ましい食習慣を養う。

3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性と協同の精神を養う。

4. 食生活が自然の恩恵によって成り立つことを理解し
生命を尊重して自然環境を大切にする態度を養う。

5. 食生活がさまざまな人の活動に支えられていることを理解し、勤労を重んずる態度を養う。

6. わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。

7. 食料の生産、流通、消費について正しい理解に導く。



②給食の献立

・週5回の給食のうち、ご飯は3~4回となっています。詳しい献立は毎月の給食だよりでお知らせします。給食室では添加物や化学調味料はできるだけ使用せず、作っています。

主食

ご飯、パン、めん類など



主菜

肉、魚類の焼きもの、揚げ物、煮物など

副菜

和え物、炒め物、サラダ、汁物など

牛乳

ほとんど毎日です。

献立の内容により発酵乳やお茶、ジュースがでることもあります。



デザート

果物、ゼリー、ケーキなど ※献立の内容により、つかないこともあります。

③給食費について

2020年度から「公会計」(市が徴収・管理)になりました。給食費については学年別でその月の給食予定回数で徴収します。

1食単価は以下の金額になります。

学年	低学年(1・2年)	中学年(3・4年)	高学年(5・6年)
1食単価	230円	245円	265円

(2023年1月現在)

給食の申し込みは、2023年度分からオンライン申請となりましたが、書面による手続きを希望される場合は、本日「町田市学校給食申込書兼辞退・学校教材等利用申込届出書」をご記入いただき、ご提出ください。用紙は副校長からお渡ししますので、お声かけください。

給食費は食材料費のみに使い、電気・水道・ガス・器具類等の費用にはあてません。

④給食費の徴収方法及びの納期限について

金融機関に「町田市学校給食費学校教材費等口座振替申込書」を提出し口座振替になります。

手数料は市負担で、利用できる金融機関は町田市保健給食課で契約した金融機関です。また、一部の金融機関に限り、オンラインによる口座振替登録が可能となりました。詳細は、ご自宅に送付されている「町田市学校給食費・学校教材費等に関する手続書類等の送付について」をご確認ください。

通学校・住所・氏名等が変更になりましたら「学校給食等申込内容変更届出書」の提出が必要です。口座振替日は月末日です。

⑤食物アレルギーの対応について

給食の安全のために食物アレルギーのある児童、ない児童ともに「食物アレルギー対応申出書」を必ず全員提出していただきます。(就学健診時に提出済み)

食物アレルギーのある児童の給食室でのアレルギー対応は、学校生活管理指導表(診断書のようなもので必要な方のみ配布)の提出と学校での面談が必須です。対応は詳細な献立の配布や除去食などがあります。アレルギー対応は医師の指示(学校生活管理指導表)に基づいて行います。

アレルギー対応が必要な方は、手続き等もございますので2月中には申し出てください。

⑥給食白衣・ナフキンについて

・白衣は学校で用意します。当番になった週の金曜日に持ち帰りますので洗濯とアイロンがけをお願いします。(殺菌の役目もしています。)翌週の月曜日に持たせてください。

・白衣のボタンがとれている、ゴムがのびているなどありましたらご家庭で補修をお願いします。

・毎日の給食セットの準備をお願いします。

○給食用のナフキン

○ナフキン袋

毎日取り替えます

⑦給食におけるコロナ対策

- ・給食前に手洗い後、アルコール消毒をします。
- ・給食当番は使い捨て手袋を使用して配膳します。
- ・食べる直前にマスクを外し、食後速やかにマスクを着用することを徹底します。
- ・可能な限り机の距離を広げ、前向き（黒板向き）で静かに食事をします。
- ・食べ終わったら手洗い、うがいをします。

⑧給食が始まるまでに気を付けていただきたいこと

・いろいろな食品を食べましょう

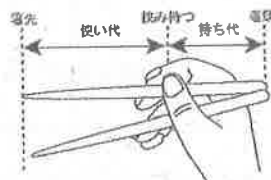
普段食べていない食品に対し、抵抗感をもつ人が多いです。また、給食で初めて食べたものがアレルギー食品だったという場合もあります。給食が始まるまでに食べたことがない食品がなるべく少なくなるようにご家庭でいろいろな食品を取り入れた食事作りをしていただきたいと思います。苦手な食品もまずは一口食べてみようという声掛けをしてみてください。

好き嫌いとおアレルギーとの判別はしておいてください。



・基本的な食事のマナーを身につけましょう

食事の立ち歩きを時々見かけます。楽しく気持ちよく食事ができるように、気が付いたらその場面で注意してください。また、箸や食器を正しく持てるように練習をしてください。



・時間を見ながら食べる習慣をつけましょう

給食時間は準備や片付けの時間も含め、12:20～13:00です。実際、食べられる時間は20分程度です。最初は給食の配膳にも時間がかかります。時間内に食べ終わることができるように、今から時計を見ながら食べる習慣を身に付けさせてください。ご家庭でも「ご飯を盛る」「食器を運ぶ」などの食事のしたくのお手伝いをして、給食当番活動に慣れるようにしてください。

・朝食をしっかり食べましょう

1年生の活動は午前中が中心です。朝食は「今日も一日がんばるぞ！」という活力を与えます。早寝早起きのリズムと、朝食をしっかり食べる習慣をぜひ身に付けさせてください。

1年生の給食開始は4月12日（水）の予定です。

給食について何か不安な点がありましたら 栄養士までお申し出ください。

児童指導票の記入方法

表面



児童指導票

町田市立成瀬中央小学校

年	1	2	3	4	5	6
組	記入しなくて構いません					
番号						

(フリガナ) 児童名	お子さんの名前		性別 男	西暦 2010年 △月 □日生 (平成20年)
現住所	東京都から マンション・アパート名まで詳しく記入してください。			
(フリガナ) 保護者名	保護者のお名前	児童との関係	児童から見ての続柄	
第1連絡先 電話番号	①自宅 () 携帯 721-000-0000	第2連絡先 電話番号	自宅・(母)②携帯 000-0000-0000	
	家族の氏名(本人以外)	続柄	本校在籍児童の学年・組	
例	成瀬 中子	妹	1-2→2-1→3-1→4-1	
1	同居されているご家族を全てご記入ください。			
2				
3				
4				
5				
6				
幼稚園 保育所	例) 町田 市 成瀬中央	幼稚園 保育所	西暦20 年 月 日~20 年 月 日 4月入園の場合4月1日3月卒園の場合は、3月31日となります。	
緊急時・非常災害時引き取りに来る人【保護者及び代理人】				
代理人：できるだけ親族、あるいは確実に頼んで友人・知人（成人している方）				
	氏名	児童との関係	連絡先（勤務先・住所）	電話番号
1				
2	保護者の方のお名前連絡先も必ずご記入ください。			
3				
4				
5				
6				

自宅に電話がある場合には、第一、第二連絡先のどちらかに必ず記入をしてください。

※1番から引き取り順にご記入ください。

裏面

P9ページを参考に、通学路を赤色で記入してください。

自宅付近の地図は、目印になる建物や公園などを取り入れ詳しく記入してください。

2023年2月吉日

新入生保護者の皆様

町田市立成瀬中央小学校

校長 坂西 圭子

入学式のご案内

まだまだ春を感じるには遠い寒さのこの頃ですが、皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、お子様が、義務教育の始まりである小学校の入学式を迎えることとなりました。これまでのご養育のご苦労に敬意を表すとともに、お子様の健やかな毎日を共につくっていくこととお約束いたします。

つきましては、2023年度入学式を下記のとおり、感染症対策を講じながら行います。お子様の希望にあふれる晴れの姿をご覧いただくために、ご理解・ご協力の上ご列席のご案内とさせていただきます。

記

1 日時 2023年4月6日(木)

受付 午前9時15分から午前9時30分【厳守】

※児童は教員と教室へ行き準備をします。保護者は体育館で配布物の受取りをお願いします。

開式 午前10時00分から

※児童入場はこれより前に行います。

2 会場 町田市立成瀬中央小学校 体育館

3 持ち物

児童 … ランドセル・マスク着用・上履き・上履き入れ(当日、置いて帰ります)・ハンカチ

保護者 … マスク着用・就学通知書・児童指導票・上履き・靴を入れるための袋

4 その他

- (1) 入学式に参加できるのは、1家庭あたり2名までの保護者となっております。**在校生等兄弟姉妹の列席はできません。**
- (2) 当日は、お子さんも保護者の方も、ご自宅での検温とマスクの着用をお願いします。体調がすぐれない場合は、来校をご遠慮ください。**欠席の場合は、9時まで**に学校へお電話ください。また、入校時のサーモグラフィによる来校者管理をご承知おきください。
- (3) 入学式終了後、体育館で簡単な説明と記念撮影などがあります。すべての終了は、午前11時頃を予定しております。

